

食安輸発第 0909001 号
平成20年 9 月 9 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法違反に該当する輸入米の食用外用途への転用について

今般、輸入時検査等において食品衛生法違反に該当し、食用外用途に転用する旨の取手が取られた輸入米について、国内において不正に食品として利用されていた事案が判明しました。

現在、農林水産省において、本件に係る調査が行われているところですが、今後、輸入時に食品衛生法違反に該当することが判明した輸入米について、輸入者より食用外用途に転用したい旨の申し出があった場合は、当面の間、手続を保留するようお願いします。